琵琶湖・森林政策特別委員会 資料３
令和６年(2024 年)５月 21 日(火)
琵 琶 湖 環 境 部 森 林 政 策 課

（一社）滋賀県造林公社のこれまでの経過と今後のあり方検討の進め方について

１　概要・経過

年　月	概　要
昭和 40 年 (1965 年) ４月	（社）滋賀県造林公社の設立 国の拡大造林施策の推進や琵琶湖の水源涵養のために分収造林事業を実施。
昭和 49 年 (1974 年) ３月	（財）びわ湖造林公社の設立
	事業費の高騰（S48 年(1973 年)～） 木材価格の下落（S55 年(1980 年)～） ➢ 社会経済情勢等の変化により、予定された間伐収入を得ることができず、利息を含む両公社の債務残高は、平成 18 年度末(2006 年度末)には約 1,057 億円となった。
平成 19 年 (2007 年)11 月	両公社が、債権者（公庫、滋賀県、下流団体）を相手方に特定調停を申立て
平成 20 年 (2008 年) ９月	公庫債務について、滋賀県が免責的債務引受を行った ➢ 平成 20 年度(2008 年度)～令和 31 年度(2050 年度)の 42 年間にわたり、利息を含め総額 690 億円を公庫に償還中。
平成 21 年 (2009 年) ３月	社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（いわゆる関与条例）を制定 ➢ 県が公社に対する特別な関与（指導助言等）を行うことにより、公社の健全な経営の確保や、県財政の健全化等を目的に制定。
平成 21 年 (2009 年) ９月	造林公社問題検証委員会による報告 ➢ 経営悪化に至った要因を明らかにし、県民、議会への説明責任を果たすとともに抜本的改革につなげるため、約１年間の議論を経て、知事へ報告書を提出。
平成 23 年 (2011 年) ３月	特定調停の成立 ➢ 公社は、総額 956 億円（滋賀県：782 億円、下流団体：174 億円）の債務を免除。 ➢ 残債務額が、本県に対して約 186 億円、兵庫県に対して約２億円に確定。
平成 23 年 (2011 年) ９月	公社が「長期経営計画」および「第１期中期経営改善計画」を策定 ➢ 関与条例に基づき、経営に関する計画を策定。
平成 24 年 (2012 年) ３月	（財）びわ湖造林公社を吸収合併
平成 25 年 (2013 年) ４月	一般社団法人に移行し、（一社）滋賀県造林公社となる
平成 28 年 (2016 年) ３月	「第２期中期経営改善計画」(H28～R2) を策定
令和元年 (2019 年)10 月	滋賀県が「公社造林のあり方」を取りまとめ
令和３年 (2021 年) ３月	「第３期中期経営改善計画」(R3～R7) を策定

○　造林公社では、特定調停以降、長期経営計画の策定および５年を計画期間とする中期経営改善計画を策定し実行することで、経営改善に向けた取組を進めているところ。

2　航空レーザ計測による森林解析により明らかとなった公社林の現状

○　これまで現地調査や衛星写真等により目視で森林資源量を確認してきたが、令和４年度(2022年度)以降、航空レーザ計測技術を活用した森林解析を行い、より精緻な森林資源量の把握に努めてきたところ。

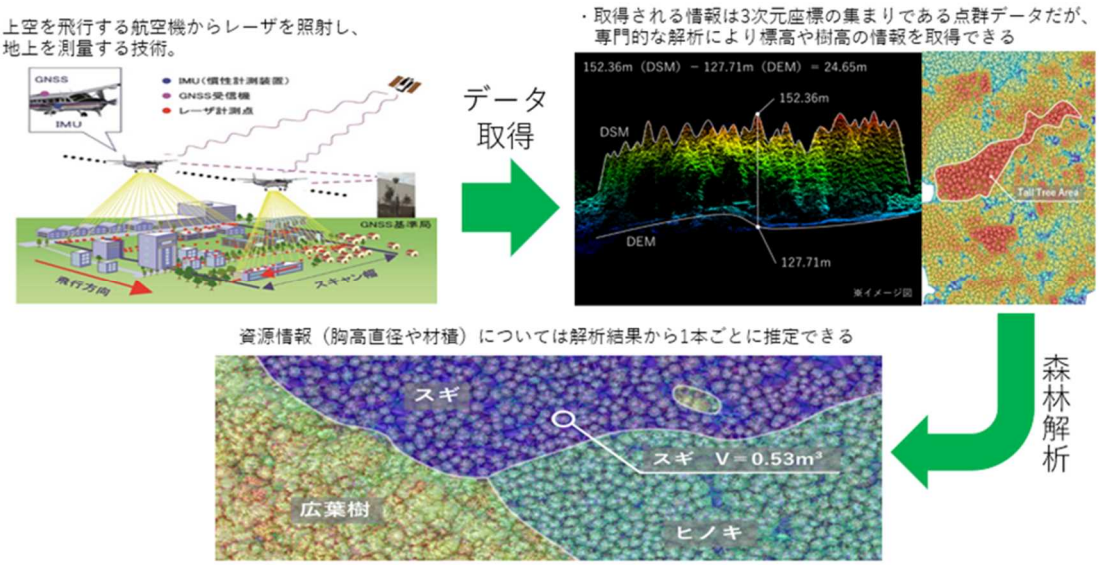

○　現在、順次解析を進めているが、公社事業地の森林の生育状況が想定していたよりも悪い傾向にあることが判明した。(令和６年(2024 年)中に県域全体の森林解析が完了する見込み。)

○　長期経営計画に基づく経営改善に必要な伐採材積量を確保できない可能性が高まっている。

＜森林解析イメージ：公社事業地の樹高図＞

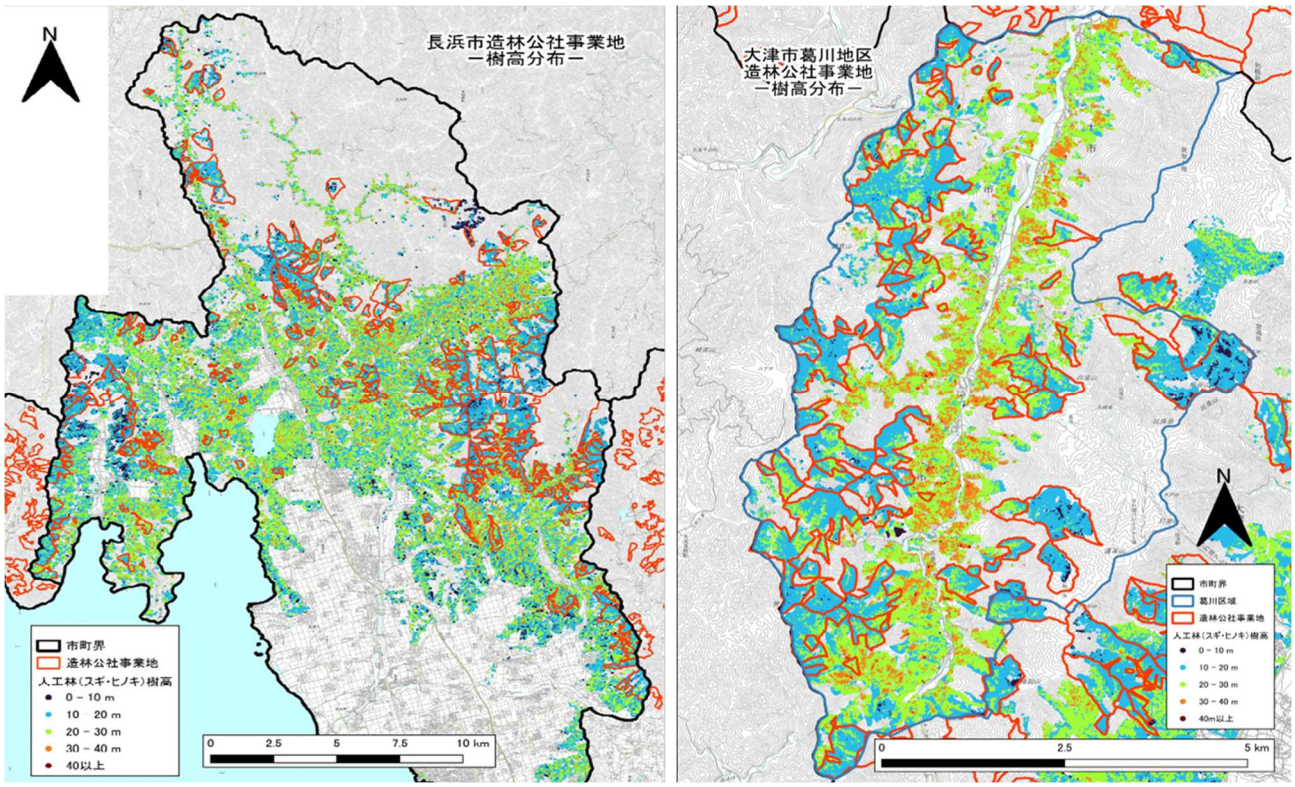

・公社事業地（上図赤枠内）の森林は周辺の森林に比べ明らかに樹高が低い（生育が悪い）ことが分かる

３　包括外部監査による指摘事項

項目	監査結果およびそれに対する基本的な考え方
森林政策課	**①長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬について（結果）** 　中期経営改善計画の下方修正を行った場合、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。 　また、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。 　第３期中期経営改善計画については、その目標値が長期経営計画の目標値と比べ、確実に達成可能な水準にまで大幅に引き下げられている一方で、長期経営計画の下方修正を行っていないことから、長期経営計画と実績に大幅な乖離が生じている。 　そのため、今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、今後の長期経営計画および中期経営改善計画の考え方、進行管理も含めた取扱いについて、明らかにしてまいりたい。
森林政策課	**②長期収支見通しにおける将来的な回収額の大幅な下方修正の必要性について（結果）** 　監査人が長期収支見通しを一部修正したところ（但し、インフレ率、現状回復費用は考慮外）、修正後の債権回収額（令和５年度以降の弁済見通し）は約 18 億円～31 億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。過去の経緯を踏まえると現実的な返済計画が策定されるべきである。 　今般、航空レーザ計測による森林解析の結果、造林公社事業地の森林の生育状況が想定よりも悪い傾向にあり、経営改善に必要な伐採材積量の３割程度しか確保することができず、188 億円の債務額の大部分が弁済不可能な見込みであることが判明したところ。 　こうした状況のため、今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、造林公社の長期収支および債務弁済可能額の試算を行い、経営の見通しを明らかにしてまいりたい。

4　造林公社のあり方検討

◎　分収造林事業のあり方を検討し、次の 100 年の森林づくりを考える。

・　国民的資産である琵琶湖をお預かりする滋賀県が、100 年先まで琵琶湖の水源林を守り育て次世代へ健全な琵琶湖を引き継いでいくため、戦後復興期から現代に至るまでに行われたこれまでの造林公社による分収造林事業の取組を総括し、公社経営の検証を行うとともに、次の 100 年を見据え、社会や時代の要請に応じた持続可能な新時代の森林経営管理ロールモデルの構築を目指す。

①　あり方検討全体の進め方

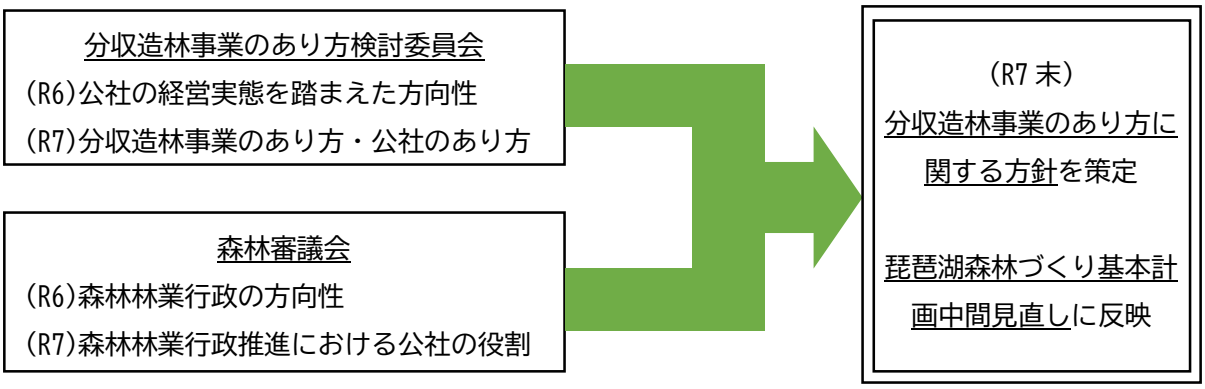

※R6.1.17 開催の審議会において諮問済み

②　分収造林事業のあり方検討委員会について

＜目的＞

・　造林公社の抱える課題を経営的に検証するとともに、これまでの分収造林事業の取組を総括し、造林公社が行う今後の分収造林事業のあり方について検討を行う。

＜委員構成＞

・　森林学者、県内林業関係団体、林業経営者、公認会計士、弁護士、関係市町長等を中心に委員の調整を進めている状況。（次回、詳細について報告予定）

③　開催時期・検討内容（案）

年度	開催予定時期	森林審議会	分収造林事業のあり方検討委員会
R６	７月頃	水源林の歴史・森林の価値観	
	９月頃	森林・林業行政の現状と課題	分収造林事業の現状と課題
	11月頃	滋賀県の水源林保全のあり方	長期経営計画の検証と評価
	１月頃	滋賀県の水源林保全のあり方	
	２月頃	－	公社の経営実態を踏まえたあり方の方向性
R７	５月頃	森林・林業行政の目指すべき方向性	－
	６月頃	－	分収造林事業のあり方
	７月頃	答申（公社の果たすべき公益的役割）	
	８月頃	－	公社経営のあり方